

議案第 1 1 号

調布市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

扶養手当の額及び昇給の基準を改めるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(調布市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5項」に改める。

第3条第4項中「規則で定める」を「別表第1の給料表の適用を受ける職員にあっては別表第3職務の級の欄に掲げる区分に応じ同表基準となる職務の欄に、別表第2の給料表の適用を受ける職員にあっては別表第4職務の級の欄に掲げる区分に応じ同表基準となる職務の欄に定めるところによる」に改める。

第4条第4項中「1号給」を「零」に改める。

第7条第3項第1号及び第2号中「1万3,700円」を「1万3,500円」に改め、同項第3号中「8,600円」を「6,000円」に改め、同条第4項中「4,100円」を「4,000円」に改める。

第9条第2項第2号中「別表第3」を「別表第5」に改める。

別表第3を別表第5とし、別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3(第3条関係)

行政職給料表(1) 等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|-----------|
| 1級 | 主事及び技師の職務 |
| 2級 | 主任の職務 |
| 3級 | 係長の職務 |
| 4級 | 課長補佐の職務 |
| 5級 | 課長の職務 |
| 6級 | 次長の職務 |
| 7級 | 理事及び部長の職務 |

別表第4（第3条関係）

行政職給料表（2）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------|
| 1級 | 技能主事の職務 |
| 2級 | 主任の職務 |
| 3級 | 係長の職務 |

（調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年調布市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「規則で定める日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附則第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「前7項」を「前6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中調布市職員の給与に関する条例第4条の改正規定 平成29年4月1日

(2) 第2条の規定 公布の日

2 前項本文に規定する日から平成29年3月31日までの間における扶養手当に関する第1条の規定による改正後の調布市職員の給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条第3項第3号中「6,000円」とあるのは、「7,300円」とする。